

自治会連合会理事会（7月）会議次第

日 時 令和2年7月20日（月）午後2時00分～
場 所 伊勢原市役所 2C会議室

1 あいさつ

2 議 題

(1) 市等協議・依頼事項

①-1 地域安全ニュースについて【回覧】

- ・今回は、特殊詐欺のみに絞った内容としている。特殊詐欺は7月に入ってから2件発生しており、キャッシュカードをすり替える・切り込みを入れて持っていくという被害となっている。年代としては70代以上が多く、夫婦で被害に遭う可能性もあるためご注意ください。

-2 地域防犯連絡所の委嘱について【依頼】

- ・内容は先月説明のとおり。本日、各地区の代表にお渡しするので、各地区定例会において委嘱状をお渡しいただきたい。地域防犯連絡所通信も同封されているので参考にしていきたい。

（伊勢原警察署生活安全課 金子係長）

②令和3年度コミュニティ助成事業「地域防災組織育成事業」の募集について【周知】

- ・防災設備に直接必要な設備等が対象となる。一方、使用期限が決まっている食料品、数回利用すると消耗する備品等は対象とならないのでご注意ください。

また、金額は30万円から200万円（10万円単位、10万円未満切り捨て）となっている。申請期限は9月30日まで。

昨年度までは市へ申請のあった案件すべてを県へ提出していたが、県内での申請件数が多いことから、今年度から1自治体あたり1件の申請となった。つまり、伊勢原市としては1件のみ県へ提出することとなる。このことから、複数申請があれば、公開抽選を行う。

市民協働課所管のコミュニティ助成の申請はできないことに注意。

なお、助成対象の決定は県が行うため、伊勢原市として申請することとなっても必ずしも採択されるわけではない。広報表示も必要で、費用は助成金額内となる。

【質疑応答】

Q：申請できない要件はあるのか。例えば2年前に助成対象となった自治会が申請することは可能か。また、申請可能な場合、申請し、公開抽選で当選した場合は県へ提出することになるのか。

A：制限は特段設けない。ただし、まだ助成対象となっていない自治会から公開抽選のくじを引くといった対応はありうる。公開抽選で当選されれば県へ申請を行う。詳細は今後詰めていきたい。

Q：申請をした自治会の中で抽選を行うのか。

A：お見込みのとおり。

Q：昨年度は何団体申し込みがあったのか

A：昨年度は8団体申し込みがあった。

Q：どういう形の公開抽選となるのか。

A：申請いただいた自治会長等を集め、○×が記載されたくじのようなものを順番に引いて決定する。

（危機管理課 石井主任主事）

③市民総ぐるみ大清掃の中止について【回覧】

- ・新型コロナウイルスの感染状況を鑑み中止とした。新型コロナウイルスの影響により家庭ゴミが非常に増えているため、ごみの縮減をお願いしたい。

【理事から】

- ・自治会としては様々な準備を行っていた中での中止であり、また中止が続いている状況。ただ単に中止という通知をするのではなく、例えばねぎらいの言葉も入れていただけるとありがたい。

【質疑応答】

Q：家庭ゴミが増えているとのことだが、有料化になる見通しなのか。

A：家庭ゴミが増えている一方、事業者が出すゴミは減っており、総じて減少しているため、有料化の基準には達しておらず、現在のところ有料化せずに済む状況である。

(環境美化センター 石田所長)

④-1 令和3年度コミュニティ助成事業「一般コミュニティ助成・コミュニティセンター助成」の募集について【周知】

- ・コミュニティ活動に必要な設備等の整備に関する事業である一般コミュニティ助成事業と、自治会館等を建設すること等に対する助成であるコミュニティセンター助成事業の2つに分かれる。

自治総合センターからの通知を受けて行う助成制度だが、日程の関係で自治総合センターからの通知が来る前に知らせるもの。

申請にあたっては、市民協働課へ事前相談いただきたい。申請期限は9月18日。必要書類は事前相談時にお渡しする。

-2 令和3年度地域集会所等設置補助金の要望について【周知】

- ・これは市独自の補助制度である。自治会が管理運営する施設が対象となる。令和3年度中に事業が実施できるものに限る。提出期限は9月30日まで。

補助内容は資料のとおり。借地料等については既に本制度をご活用されている自治会もあるため、引き続き必要な場合は申請していただきたい。本件に関しても事前に市民協働課へ相談いただきたい。

なお、自治会の法人化についてもご相談があれば対応させていただく。

-3 伊勢原市広報板について【周知】

- ・本件は、毎年、年度初めにご連絡していたが、新型コロナウイルス対応の関係で、今回の案内となった。内容としては昨年度から変更はない。①広報板の必要性が薄れていることから現在新設は行っていない。②修繕については予算の範囲内で市が修繕を行い、その後自治会へ移管する。③必要がなくなった場合、修繕不可能な場合は撤去する。④移設については自治会長と協議させていただく。

(市民協働課 高梨課長)

(2) 連合会協議事項

①地区自治会活動費・単位自治会活動費について

- ・7月30日(木)に指定口座へ振り込む予定。各地区定例会で各自治会長へ交付通知をお配りいただきたい。

②自治会連合会への回覧依頼案件の市ホームページ掲載について

- ・新型コロナウイルスの関係で4月、5月は回覧を控えるという対応を取らせていただいた。その後、臨時理事会での協議を経て6月から回覧を再開したところである。しかしながら、回覧板を回すことが感染拡大の原因となるというご意見が、市役所のほか、自治会長のもとへ届いており、対応に苦慮していると伺っている。また、回覧板の特性から、世帯員全員が確認できない欠点もある。

については、回覧案件の情報を市のホームページに掲載し、常に閲覧できるような環境を新たに整備したい。

【質疑応答】

Q：紙の回覧はなくなるのか

A：紙の回覧は今までと変わらず行い、それに加えて市のホームページにも掲載したいと考えている。

【理事から】

・地区独自の配布物もあるため、市からの回覧以外にも回覧案件がある可能性があるという文言を入れたほうがよい。

※平和のつどいについて

広島の平和記念式典自体が規模を縮小して開催することになった。例年、中学3年生8人を広島へ派遣していたが、学校と協議の上、派遣しないこととした。また、併せて平和のつどいについても、新型コロナウイルス感染症対策として中止とすることとなった。

従来から、中学3年生全員に平和に関する作文を書いていただき、優秀作文を書いた生徒が広島へ派遣されることとなっていた。

今回、派遣はしないものの、平和に関する作文を書くこと自体は非常に大切なことであるため、学校と調整し、1年間のどこかで作文を書いていただくこととなった。

3 情報交換

4 その他

① 次回理事会 8月20日（木）午後2時から 市役所2階2C会議室

② 地区定例会の日程確認

5 閉 会